

札幌地方裁判所地方裁判所委員会（第27回）議事概要

1 日時

平成23年6月2日（木）午後3時から午後5時まで

2 場所

札幌地方裁判所別館4階共用会議室

3 出席者

（委員）石川學，宇賀治努，岡田美知子，齋藤隆，坂本和之，肘井博行，松井英美子，
吉田克己，渡辺康（五十音順敬称略）

（説明者）判事橋詰均，事務局長甲斐裕司，民事首席書記官小島祥吾，刑事首席書記官菅
野晶子

（庶務）阿子島恵，梅木秀剛，土屋賢吾，江越愛

4 議事トピックス

- (1) 第27回委員会においては，札幌地裁における裁判運営について，本庁と支部のそれぞれの立場からどのような配慮をすべきかについて意見交換しました。
 - (2) 次に，「地裁・家裁委員会に提言する市民の会」及び「司法改革大阪各界懇談会」から当委員会宛てのアンケート調査依頼について，回答をすることとなりました。
 - (3) 次回委員会は，「民事調停の活用」というテーマの下，国民に身近な民事紛争について利用しやすい民事調停手続を多くの人に知っていただき，その活性化を図るための方策などについて協議することとなりました。
- （議事概要は，次ページ以降に記載しています。）

5 議事等

(以下、発言者は、 :委員長, :委員, :説明者, :庶務と表示)

(1) 新委員の自己紹介

新たに委員となった宇賀治委員から自己紹介があった。

(2) 意見交換

札幌地裁における裁判運営について意見交換がなされた。

札幌地裁における裁判制度の活用と司法アクセス、本庁と支部、それぞれの関係について、御意見を賜りまして、今後に生かしていきたいと思えます。その前提として、支部というのがどのようなものかについて説明をしてください。

札幌地裁には岩見沢、滝川、室蘭、苫小牧、浦河、小樽及び岩内の7支部があり、地裁に管轄のある事件を本庁と分担して処理しています。支部というのは、事件処理上の位置づけとしては、札幌地裁の一つの部局とお考えください。本庁の民事第1部、刑事第2部というような部と同格ということになります。

なお、支部設置規則の定めにより、上訴事件、行政事件は、全国的に支部では取り扱いません。また、裁判員裁判規則によって、札幌地裁の支部では裁判員裁判を取り扱わないことになっています。さらに、札幌地裁で定めた規程により、労働審判事件、執行事件は支部では取り扱わないこととされています。ただし、支部で取り扱わない事件であっても、その支部の職員が申立書の書き方や必要な書類の書き方等の説明をしています。他方、札幌地裁本庁には医療集中部、建築集中部を設けており、医事関係訴訟や建築関係訴訟という複雑な類型の事件を審理するのに備えています。このような扱いをしているのは、医療や建築に関する事件の審理には困難が伴うので、専門的組織、設備が整った庁で処理するのが合理的で、利用者である国民のニーズに応えるものであろうという考えからです。

管内の人口については、本庁233万人、岩見沢支部18万人、滝川支部12万人、室蘭支部22万人、苫小牧支部20万人、浦河支部8万人、小樽支部17万人、岩内支部6万人になっています。平成22年度に受理した民事通常事件の数については、本庁4203件、岩見沢支部188件、滝川支部77件、室蘭支部344件、苫小牧支部243件、浦河支部91件、小樽支部191件、岩内支部55件となっており、同年度に刑事通常事件で起訴された被告人の延べ人数は、本庁1470人、岩見沢支部76人、滝川支部52人、室蘭支部106人、苫小牧支部129人、浦河支部38人、小樽支部48人、岩内支部5人となっていますので、管内人口の多い庁に多くの事件が係属するという結果になっています。

本庁・支部における裁判官の配置については、本庁40人、岩見沢、室蘭、苫小

牧及び小樽の各支部にはそれぞれ2人が配置されています。滝川、浦河及び岩内支部には裁判官が常駐していませんので、これらの支部の事件は、最寄りの支部の裁判官が定期的に出張して処理するほか、緊急の場合等は臨時にてん補しています。裁判官が常駐していない支部であっても、事件の受付や手続の説明等を担当する書記官は常駐していますので、申立てや書類の提出はいつでもすることができます。管内における事件の処理状況を表す一つのデータとして平均審理期間を示しますと、平成22年度に終局した民事通常訴訟事件では、本庁7.12月、岩見沢支部6.28月、滝川支部5.19月、室蘭支部5.38月、苫小牧支部5.13月、浦河支部6.23月、小樽支部6.30月、岩内支部8.19月となっており、同年度に終局した刑事通常訴訟事件では、本庁2.76月、岩見沢支部1.77月、滝川支部2.62月、室蘭支部2.02月、苫小牧支部1.78月、浦河支部2.53月、小樽支部2.34月、岩内支部4.67月となっています。

岩内支部は、民事、刑事とも平均審理期間が比較的長いのですが、この年度に特殊な難しい事件があつてこのような審理期間になったのでしょうか。

刑事事件については、平成21年の5月から8月にかけて被告人8人の融資詐欺事件合計20件ほどが係属し、そのうち過半数が平成22年度に終局したため、平均審理期間を押し上げたという特殊な事情がありました。民事事件については、岩内支部の管内に平成17年に倶知安ひまわり事務所ができ、その後過払金返還請求訴訟が急増して、若干事件が停滞した傾向がありましたので、それまで刑事事件を担当していた支部長が民事も処理するようにして、停滞の解消に努めました。そのため、統計上、審理期間が長くなっていますが、今後は平均審理期間が短縮するのではないかと思います。

弁護士会では、日弁連、道弁連レベルでも支部についての問題を議論しております。司法制度改革審議委員会の意見書を読んでもみると、支部という問題は審議会では置き去りにされたのかと思わざるをえないのですが、司法制度改革の理念は、市民に利用しやすい司法を目指すということですから、この理念に沿って裁判所としてもいろいろ工夫、努力されているのだらうと思います。札幌管轄内7支部のうち、3支部で裁判官が常駐していないということについて、裁判所の考えを教えてください。

裁判官の配置は、全国的な状況に基づいて最高裁が決められているものであり、地裁単位でどのように配置するかを決めることはできません。現状を考慮して、地裁中の支部の事件処理で不便な点があればどうするかという話をさせていただければと思います。

支部所在地の司法書士から聞くと、家裁の関係が多いのですが、札幌と地方とでは、受けられる司法サービスへのアクセスが違うようです。例えば高齢者だと簡単には裁判所に出かけられないという障害があります。そのような意味では支部でまかなうのが理想ではないかと感じています。

簡裁の控訴事件では札幌まで行くことになるので、代理人を付けずに、本人が訴訟を行っている者にとってはアクセスの点で問題がある。

控訴事件について支部で扱っていないというのは、法律で決まっていることなので、この委員会で決めるわけにはいきません。

簡裁の過払金返還請求訴訟では、調停に付される事件もあり、その場合は調停で解決するのがほとんどです。

裁判官の常駐しない3支部におけるてん補について、実情を紹介してください。

支部への裁判官のてん補回数については、非常駐支部の事件数、繁忙度などを考慮して決めています。平均審理期間というのもひとつの基準だと思います。なお、最近では、岩内支部で過払金返還請求訴訟が増えたため、小樽支部からのてん補回数を増やしたり、浦河支部でも、週1回だったてん補日を週2回に増やしました。このように、事件の係属状況によっててん補回数を調整して適切に処理できる体制をとっております。

窓口で相談を受けたり、申立てを受け付けたり、書類を受理するのも書記官の仕事です。このような実務を担当している書記官に対しては、研修を行ったり、本庁と支部の間で人事異動をするなどして均質なサービスを提供できるように今後とも指導していきたいと思っております。

裁判所はこの点が不便だとか便利だとか、そういう話はありませんか。

私は便利な札幌に住んでおりますので不便は感じていません。非常勤裁判官という制度は、今の司法制度の中ではどうなのでしょう。

法曹人口の増大を目指す中で、第一歩として平成16年から、弁護士が民事調停と家事調停の調停官として、任期2年のパートタイム裁判官に来ていただく制度ができました。現在、札幌簡易裁判所には民事調停官として3人の弁護士が配置されています。

一般的な話ですが、支部の問題、具体的に体制の問題があると考えたときに、改善する方向で何かやってみましょうかということがこの委員会として可能なのでしょうか。

地方裁判所委員会は、皆様のご意見を伺う中で、仕組みや運営方法で改善を図れるものについて対処していこうという制度です。したがって、今日の問題につい

ても、例えば、裁判官のてん補回数をもう少し増やしてという意見があれば、派遣元の仕事量との対比ではありますが、改善策を検討することになります。

この問題は、札幌市における超高齢社会の問題と同じだと思います。南区は唯一人口が減って、超高齢化社会を迎えており、区役所まで遠いという意見もあります。踏み込んだ話をしていかなないとなかなか解決にはならないだろうと思いますが、一方で、経費的な問題もあり限界もあるのだろうと思います。

地裁の運営に関して、高齢者の方々のアクセスはどうでしょうか。

高齢者の場合、訴訟を提起して侵された権利を回復するというところまでいかず、靈感商法や投資案件などの紛争も多いのに、地元には弁護士がいないと訴訟に至らないというのが実情です。

投資詐欺などに関する事件は、数は多くないのですが地裁にも来ます。弁護士にうまく相談できれば訴訟になるのですが、問題はその前段階です。

支部のあるところはどちらかというと過疎化傾向にあり、高齢者人口が相当な割合を占めますから、支部の問題がこれから大事になると思います。弁護士会では、この10年間くらいで30億円くらいかけて、弁護士ゼロという地域を解消し、弁護士が1人という地域も全国で一つか二つまで減らしました。裁判所でネックになっているのはやはり予算ではないかと思しますので、それが裁判所委員会での共通の意見になればいいと思うのです。

札幌地裁の管内の問題というのをを出していただかないと、他の委員がどのような意見を述べればいいのかかわからないと思うのですが。

問題点ということ言えば、浦河支部などは日程が入りません。開廷日が多くなれば、期日の調整も容易になります。

支部の開廷日は裁判所のホームページに載っていますので、それを見て予定を空けていただくなどご協力いただくとスムーズに事件が進むのかなと考えていますし、実際にも支部所在地の弁護士は、そのようにしていただいていると思います。問題点を具体的に指摘していただいて、我々も解決する方法で考えたいと思います。予算がもっとあれば、もっといろいろできると考えられませんか。

国家機関ですので、その経費は国民の税金で支払われています。与えられた予算や人員の中でできる限りの工夫をし、十分なサービスをすることが必要です。

裁判官が常駐していれば苦勞をしなくていいという考えや思いはありませんか。

抽象的に言われても応えようがないので、皆さんの意見を反映できる話題はありませんでしょうか。

支部の問題が現実的にあるのだというのを改めて認識しました。個人的には、す

すべての支部に裁判官が常駐していればもっと状況は改善するのだと思いますが、こればかりは制度や予算の問題があります。すぐに解決する問題ではないですが、当委員会は非常に役立つ話合いの場だと感じています。

支部が本庁と違って施設の的に劣っているということがあれば、是非対処していかなければと思います。少なくとも法廷，職員の配置，事件の取扱いについて，きちんと整えているつもりですが，高齢化問題にどう対応するか，相談等についてどんなやり方でやっていくかなど，今日の御意見を参考にしながら進めたいと思います。

支部問題は大変重要な問題だと思いますので，当委員会内に支部問題の部会を作っていたきたい。また，支部の関係で住民代表の方にも委員になっていただけないかと思います。

今の委員のうち5名の方が10月で任期を終えられますので，委員の方のお願いの仕方を変えるかどうかは，次のメンバーの中で議論するのがいいと思います。部会を作ることは規則上可能ではありますが，負担は委員の方にかかるわけです。

本日，皆さんのお立場に基づいた御意見を伺えたと思いますので，一度このテーマについては終わりました，次にどのようなテーマでお話するかをお聞きできればと思います。

(3) 地裁委員会に対するアンケートについて

「地裁・家裁委員会に提言する市民の会」及び「司法改革大阪各界懇談会」からのアンケート調査依頼について概要を説明した後，協議した。

従前，当委員会は同アンケートに依拠していたようですが，今回のアンケートに依拠するかどうか，ご意見はいかがでしょうか。

調査項目も特に問題なく，回答してよろしいと思います。

庶務で作成した回答案について，ご意見はいかがでしょうか。

議事の公開は委員会で決定したとの回答になっていたのですが，前回の委員会ではこの点が問題になりました。

今回のアンケートは第3期に開かれた委員会の実績について聞かれていますが，この期間の議事録を見ると，議事内容以外は非公開となっています。第1回と2回の委員会では公開について議論されており，様々な意見がありましたが，最終的には段階を経るべきという意見があり，非公開で進めることになっていました。

当面公開しない，というとりまとめだったのではないですか。

当面議事そのものは公開せず，議事録を公開することになりました。会則上も議事公開とはなっていません。

従前も委員会で決定という回答になっているのであれば、それでいいと思います。

アンケートへの回答は、今確認したとおりということで出させていただきます。

(4) 次回のテーマについて

民事調停は、消費者問題や身近な紛争に対して利用しやすいはずですが、件数は伸びていません。そこで、利用者としてのお立場、一般的に紛争を見聞きしている立場から議論していただければと思います。

民事調停制度をもっとたくさんの人に知っていただかないと、という民事調停委員全員の危機感があります。家事調停と比較して民事調停は一般に知られていないところがありますので、それをどうしたらいいかということも含めて、次回、私のできる範囲で少しお話しさせていただけたらと思います。

それでは、次回は民事調停の活用というテーマで御議論いただきます。

(5) 次回の予定について

次回は、平成23年11月30日午後3時から札幌地方裁判所で開催することとなった。